

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、変化の激しい経営環境の中にあつて、企業競争力の強化のため、経営判断の迅速化を図ると同時に、経営の透明性を高めるため、経営チェック機能の充実にあります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンスコードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
志太ホールディングス株式会社	11,815,074	29.62
株式会社シダ・セーフティ・サービス	1,777,800	4.46
志太 勤一	1,225,856	3.07
志太 勤	1,203,332	3.02
ゴールドマンサックスインターナショナル	883,164	2.21
国分グループ本社株式会社	840,500	2.11
エスディーアイ株式会社	820,000	2.06
志太 正次郎	604,926	1.52
スターフェスティバル株式会社	562,091	1.41
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	450,700	1.13

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

志太ホールディングス株式会社は、有価証券の保有・管理を目的とした会社であります。一方、当社グループは総合サービス企業グループとして事業活動を行い、同社の事業領域とは異なっております。そのため、当社グループが同社から経営・事業活動で影響を受けることはなく、独立性が保たれております。

人的関係につきましては、当社の代表取締役1名及び取締役1名は同社の取締役を兼任しておりますが、当社の経営方針は、当社独自の経営会議等の機関により決定しており、また、同社出身取締役は当社取締役の過半に至る状況にはなく、当社独自の経営判断が行える状況にあります。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
川井 真	学者													
川崎 達生	他の会社の出身者													
三鍋 伊佐雄	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川井 真		一般社団法人JA共済総合研究所主席研究員 多摩大学大学院経営情報学研究所客員教授 明治大学自動運転社会総合研究所所長代行・地方創生部門長	一般社団法人JA共済並びに多摩大学及び明治大学の研究所において、高度な経験・識見が豊富であり、その知見を活かした専門的見地から、当社の経営全般に対して公正かつ客観的視点から有益な助言・監督を行い、経営体制のさらなる強化・充実が期待できると判断したため。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定しております。

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
北本 幸仁		インターライフホールディングス株式会社 取締役(監査等委員)	公認会計士として培われた専門的な知識・経験・企業経営に関する高い見識を有しており、その専門的な知見から、公正かつ客観的に経営の妥当性を監督し、監査機能の強化・充実が期待できると判断したため。
田部井 悦子		田部井公認会計士事務所公認会計士 株式会社リンクバル監査役	公認会計士として培われた専門的な知識・経験・企業経営に関する高い見識を有しており、その専門的な知見から、公正かつ客観的に経営の妥当性を監督し、監査機能の強化・充実が期待できると判断したため。

【独立役員関係】

独立役員の人数

1名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

業績向上のモチベーション維持及び優秀な人材の確保に対する対策は、十分に行われております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

当事業年度(2019年4月1日～2020年3月31日)における取締役及び監査役に対する役員報酬等の額

取締役4名 215百万円(うち社外取締役2名 9百万円)

監査役4名 22百万円(うち社外監査役2名 7百万円)

(注)取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。

また、有価証券報告書において、企業内容等の開示に関する内閣府令の規定に従い、一部役員の報酬の個別開示を行っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬の決定につきましては、株主総会において決議された上限の範囲内において、各役員の職位等を勘案した上で取締役会及び監査役会において決定しております。

取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第5回定時株主総会において年額350,000千円以内(但し、使用人兼務取締役の使用人給与は含まない。)、監査役の報酬限度額は2002年6月27日開催の第1回定時株主総会において月額3,000千円以内と決議されております。

取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会により委任された代表取締役社長 志太勤一であり、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定する権限を有しております。なお、監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査役の協議により決定しております。

また、当社は取締役会の任意の諮問機関として評価報酬委員会を設置しております。同委員会は、社外取締役を過半数とする委員3名以上で構成され、取締役会からの諮問に基づき、取締役の報酬等に関する事項等を審議し、取締役会に対して答申を行います。これにより翌事業年度以降における取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針については、同委員会からの答申を十分に尊重したうえで、取締役会で決議することとなり、公正な審議による妥当性及び透明性の確保を図っております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

経営監視及びコンプライアンス強化のための情報収集の方法として、取締役会に出席し営業の報告を受けるとともに、重要な決裁書類等の閲覧を行い、業務執行の状況を監視・把握しております。

なお、専従するスタッフはおりませんが、必要に応じて事前説明等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

1. 取締役・取締役会等

当社の取締役会は、取締役6名(内3名は社外取締役)で構成されております。取締役会を毎月定例で開催し、経営の基本方針等、経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する機関と位置付け運用を図っております。これに当社の取締役、執行役員及び当社子会社の代表取締役で構成される経営会議を毎週開催し業務執行の迅速化を図るとともに、取締役会議題の事前協議及び経営上の重要事項を協議しております。また、特に当社の経営改革・事業成長プランの企画実行及びモニタリング、かかるプランの実行のためのリソース調達その他の経営改革を推進するため、Re-Growth委員会を設置し、必要な協議を行っております。更に、当社の取締役、執行役員及び事業本部長で構成されるセグメント会議を毎月定例で開催し、当社の取締役が、事業子会社の取締役及び事業本部長の業務執行に関する報告を受けるとともに、監督を行っております。

当社は、取締役会の任意の諮問機関として、指名委員会、評価報酬委員会、事業性評価委員会を設置しております。指名委員会は、取締役の候補者の指名に関する事項について審議し、取締役会に答申する役割を担っております。評価報酬委員会は、取締役及びグループ執行役員の年度評価及び報酬額に関する事項について審議し、取締役会に答申する役割を担っております。事業性評価委員会は、インキュベーション領域を含むグループの事業ポートフォリオについての投下資本に対する収益性を評価し、事業継続の判断を取締役に答申する役割を担っております。

当社(HQ本部)に2つの本部を設置し、事業子会社に対して経営指導などを行い、グループ経営の全体最適化を図っております。

2. 監査役監査

当社の監査役は3名で、そのうち2名が社外監査役となっており、取締役会、内部統制委員会並びにコンプライアンス委員会、J-SOX委員会及び品質管理委員会等に出席し、経営上の意思決定や業務の執行状況に関して適正な監査を実施しております。また、監査役は会計監査人から監査計画及び監査結果の報告を受けるとともに、リスクアプローチ視点での質疑応答、意見交換など定期的な打合せを行い、相互連携を図っております。

3. 内部監査

当社の内部監査の組織は、専任スタッフ6名で構成される内部監査室を設置し、内部監査計画に基づき業務監査を実施しております。内部監査、監査役監査及び監査法人の会計監査の連携につきましては、それぞれ異なった役割で監査を実施しておりますが、各監査機関の監査結果の指摘事項を双方向的に情報交換する等、相互補完的に効果的な監査が実施できるよう連携を図り監査の実効性が上がるように努めております。

4. 会計監査

当社は有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、金融商品取引法及び会社法上の会計監査を受けている他、会計処理並びに会計監査における諸問題について随時検討し財務諸表等の適正性の確保に努めております。また、内部監査、監査役監査及び監査法人の会計監査の連携につきましては、それぞれ異なった役割で監査を実施しておりますが、各監査機関の監査結果の指摘事項を双方向的に情報交換する等、相互補完的に効果的な監査が実施できるよう連携を図り監査の実効性が上がるように努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社は、継続的な企業価値の向上を実現し、株主価値の観点から経営を監督する仕組みを確保する目的で監査役会設置会社の形態を採用しております。取締役会は、客観的かつ多様な観点から監督と意思決定を行うために6名中3名を社外取締役とし、監督機能の強化と意思決定の質の向上を図っております。また、監査役会は3名中2名を社外監査役として、経営のモニタリング機能の強化を図っており、監視機能が十分に発揮できる体制となっております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会において映像とナレーションを活用した事業報告を行うなど、活性化のための取組みを実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算及び本決算時に「決算説明会」を主催し、アナリスト・機関投資家向けに、代表者自身が決算内容、事業の状況、今後の事業展開等について説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ (https://www.shidax.co.jp/corporate/ir/) に、決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料、Business Report、Annual Review、その他開示資料等のIR情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関しましては、IR担当役員及び経営管理室が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>当社グループは、健康創造産業、社会課題解決型企業としてISO14001の認証を取得し、食品衛生や廃棄物の抑制・再生利用・減量化・エネルギー使用の合理化による温室効果ガス削減の取組みを実施するなど、地球環境への影響に配慮した事業活動を行うとともに、全国各地の店舗・施設や社員が、次世代へと続く社会の発展のために、「地域還元」を理念として、企業市民としての活動に積極的に取り組んでおります。</p> <p>当社ホームページ (https://www.shidax.co.jp/corporate/csr/) にシダックスグループ品質・環境方針、環境保全に係る取組み、CSR活動等の実施例等を掲載しております。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、業務の適正を確保するため及び財務報告に関する書類その他の情報の適正性を確保するために「内部統制基本方針」を定めております。特に財務報告に関する書類その他の情報の適正性を確保するために、2020年2月25日開催の取締役会において「財務報告に係る内部統制の評価及び報告に関する基本方針」を決議し、本方針に基づき財務報告に係る内部統制の評価及び監査を実施しております。

なお、内部統制全般への取組みを強化するために、内部統制委員会の下にコンプライアンス委員会、J-SOX委員会及び品質管理委員会を設置しております。内部統制委員会ではグループ全体のリスクを把握し、コンプライアンス委員会、J-SOX委員会及び品質管理委員会において行ったリスク管理についての監督を行っております。特に情報漏えいのリスク及び食に関するリスクに関する対策については、コンプライアンス委員会の下に情報セキュリティ委員会及び品質管理委員会の下に品質向上委員会を設けて対策を講じております。

さらに、企業外部の学識経験者を含めた「アレルギー食提供安全委員会」を設置し、当社グループが提供する食の「安心・安全」を確保するための活動を行っております。また、安全最優先の文化を築き上げるために、全ての従業員が労働安全衛生活動に取り組むことを自らの責務であると自覚し、職場の危険要因の除去と心身の健康保持促進に取り組んでおります。

内部統制基本方針では、「内部統制の目標」と「業務の適正を確保するための体制」を定めております。その主な内容は以下のとおりであります。

「内部統制の目標」

1. 業務の有効性及び効率性の向上

当社は、業務の有効性及び効率性の向上を達成するために以下の内部統制を整備運用する。

- (1) 当社の中長期の経営目標を全役員及び全従業員に周知すること。
- (2) 当社の短期の経営目標を全役員及び全従業員に周知すること。
- (3) 目標及び目標達成のための方針等を適宜、組織の各階層に展開すること。
- (4) 経営資源(人材、資金、設備、情報等)を業務の目的に適合させ適時に活用すること。
- (5) 内外の環境変化に対して迅速に対応し、提供する商品、サービスの品質が顧客の期待水準以上であること。
- (6) 業務を合理的な範囲で最短時間、最小コストで実行するための計画を作成し、管理すること。

2. 財務報告の信頼性の確保

当社は、法令等及び会計基準並びに当社の規程等に準拠し、利害関係者に対して財務報告の信頼性を確保するために以下の内部統制を整備運用する。

- (1) 個々の取引は、管理者の包括的又は個別の承認の下に実行すること。
- (2) 個々の取引について、日常的なモニタリング又は独立的评价を実行すること。
- (3) 網羅的かつ正確な記録及び勘定が、個々の取引内容を反映するよう記帳・保存すること。また、「一般に公正妥当と認められる会計基準」に準拠して財務諸表を作成できるよう記帳していること。
- (4) 会計帳簿の資産残高については、当該資産の実査を定期的に行い、差異があれば適切な措置をとること。
- (5) 財務情報は、必要な社内手続きを経て取締役会が承認した上で社外に公表すること。
- (6) 利害関係者に対し適切な情報開示を行うこと。

3. 事業活動に関わる法令等の遵守

当社は、全役員及び全従業員の職務執行が法令・定款に適合することを確保するため以下の内部統制を整備運用する。

- (1) シダックスコンプライアンス行動指針を全役員及び全従業員が法令等、当社の規程等及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
- (2) シダックスコンプライアンス行動指針の徹底を図るため、コンプライアンス委員会においてコンプライアンスの取組を横断的に統括することとし、同委員会を中心に教育を行う。
- (3) 内部監査室の機能強化を図り、コンプライアンス委員会と連携の上、職務執行が正しく行われているかを監査する。
- (4) これらの活動は定期的に取り締り役会及び監査役会に報告するものとする。
- (5) 全従業員が、シダックスコンプライアンス行動指針に違反する行為又は違反の可能性がある行為を発見した場合に、直接情報提供を行う手段として社内外のホットラインを整備運用する。

4. 会社資産の保全

当社は、会社資産の保全を図るために以下の内部統制を整備運用する。

- (1) 有形の資産又は無形の資産(顧客情報その他の情報を含む。)の取得、使用又は処分を正当な手続き及び承認の下に行うこと。
- (2) 有形の資産又は無形の資産(顧客情報その他の情報を含む。)の取得、使用及び処分を稟議規程に基づきその有効性等を十分に検討すること。
- (3) 天災・人災などのリスクから、会社の資産を保全する体制を整備すること。

「業務の適正を確保するための体制」

1. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の経営執行の意思決定の効率化及び適正化を確保するために、内部統制規程、組織規程等を定め各種会議体を設置する。

取締役会は取締役、全従業員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のため各部門の具体的目標及び会社の権限配分・意思決定ルールに基づく権限配分を含めた効率的な達成の方法を定め、ITを活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする全社的な業務の効率化を実現する組織又は仕組みを構築する。

2. 反社会的勢力による被害を防止するための体制

当社は、反社会的勢力に対して屈することなく法律に即して対応する。

当社は、反社会的勢力により役員及び従業員が被害を受けることがないようにするため、社内規程及び社内体制を整備し、民事及び刑事両面からの法的対応策を充実させる。

3. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループのセグメント別の事業に関する管理者に対し、そのセグメントにおける法令遵守及びリスク管理をするための権限と責任を与えている。

内部統制委員会は、コンプライアンス委員会、J-SOX委員会及び品質管理委員会を設置し、これらの推進責任者としてグループのセグメント別の管理者を配置し、セグメント別の法令遵守及びリスク管理を横断的に推進し、管理する。

4. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、情報管理規程及び文書管理規程等(以下「情報管理規程等」という。)に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体(以下「文書等」という。)に記録し、保存及び管理する。

取締役及び監査役は、情報管理規程等により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

5. 監査役会がその補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に対する体制並びにその従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、内部監査室所属の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けたその従業員はその命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。

6. 取締役及び従業員が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

取締役又は従業員は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備する。

報告の方法(報告者、報告受領者、報告時期等)については、取締役と監査役会との協議により決定する方法による。

7. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会と代表取締役会長兼社長及び取締役との間の定期的な意見交換会を設置する。

8. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程、コンプライアンス規程等により、当社のリスクカテゴリー毎の責任部署を定め、グループ経営管理本部長を全社のリスクに関する統括責任者として任命し、内部統制委員会において当社全体のリスクを統括的に管理する体制を構築する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

上記1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況「業務の適正を確保するための体制」、2. 反社会的勢力による被害を防止するための体制に記載の通りであります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 会社情報の適時開示に関する当社の方針

当社は、経営の透明性と健全性を高める観点から、金融商品取引法及び東京証券取引所の定める「適時開示規則」を順守し、株主・投資家のみならず取引先、地域社会をはじめとするあらゆる利害関係者の当社に対する理解を促進するため、正確かつ適時・適正な開示を徹底してまいります。

2. 会社情報の適時開示に係る社内体制

(1) 決定事実に関する情報

重要な決定事項につきましては、原則として毎月1回開催される取締役会において決定される他、必要に応じて臨時取締役会を開催することで迅速に決定を行っております。取締役会付議情報は、事前に適時開示担当部署である経営管理室が入手し、適時開示規則に準拠し適時開示の重要性の判断及び情報開示の可否検討を行い、該当事項である場合、情報取扱責任者とともに開示資料案を作成し、取締役会の審議時に併せて開示資料内容の確認を得て、当該事項の決議後、速やかに開示手続きを行います。

当社では、取締役会の開催に先立ち、取締役会に付議される重要事項並びに経営上の重要事項について、取締役、執行役員及び事業本部長で構成されるセグメント会議を毎月定例で開催し事前協議を行っております。経営管理室が事務局を担当しており、また、経営管理室は重要な経営戦略の企画・立案並びに予算管理の担当部署であることから、適時開示規則上開示が求められるような重要な決定事実に関する情報については、取締役会付議前の検討段階において、情報を入手できる体制となっております。

また、必要に応じて、監査役会、会計監査人、弁護士に監査及び助言を求め、迅速かつ正確に会社情報を形成するよう努めております。

(2) 発生事実に関する情報

重要事実に該当すると想定される事実が発生した場合には、各事業本部、各部署の管理担当責任者から、速やかに適時開示担当部署である経営管理室に情報が集約される体制が確立されており、当該部署が適時開示規則に準拠し適時開示の重要性の判断及び情報開示の可否検討を行い、該当事項である場合、情報取扱責任者とともに開示資料案を作成し、取締役会又は代表取締役会長兼社長の承認を得て、速やかに開示手続きを行います。なお、緊急を要する場合には、迅速な開示を行うため情報取扱責任者が開示に関する最終決定を行う場合があります。

また、必要に応じて、監査役会、会計監査人、弁護士に監査及び助言を求め、迅速かつ正確に会社情報を形成するよう努めております。

(3) 決算に関する情報

適時開示規則上開示が求められる年度決算・四半期決算に関する情報につきましては、内部統制のプロセスを経た会計記録に基づき、決算を担当する経理部で開示資料の取り纏めを行い、会計監査人の監査・レビュー等法令に基づく所定の手続きの後、適時開示担当部署である経営管理室に報告するとともに取締役会に付議し、承認決議後に経営管理室が速やかに開示手続きを行います。

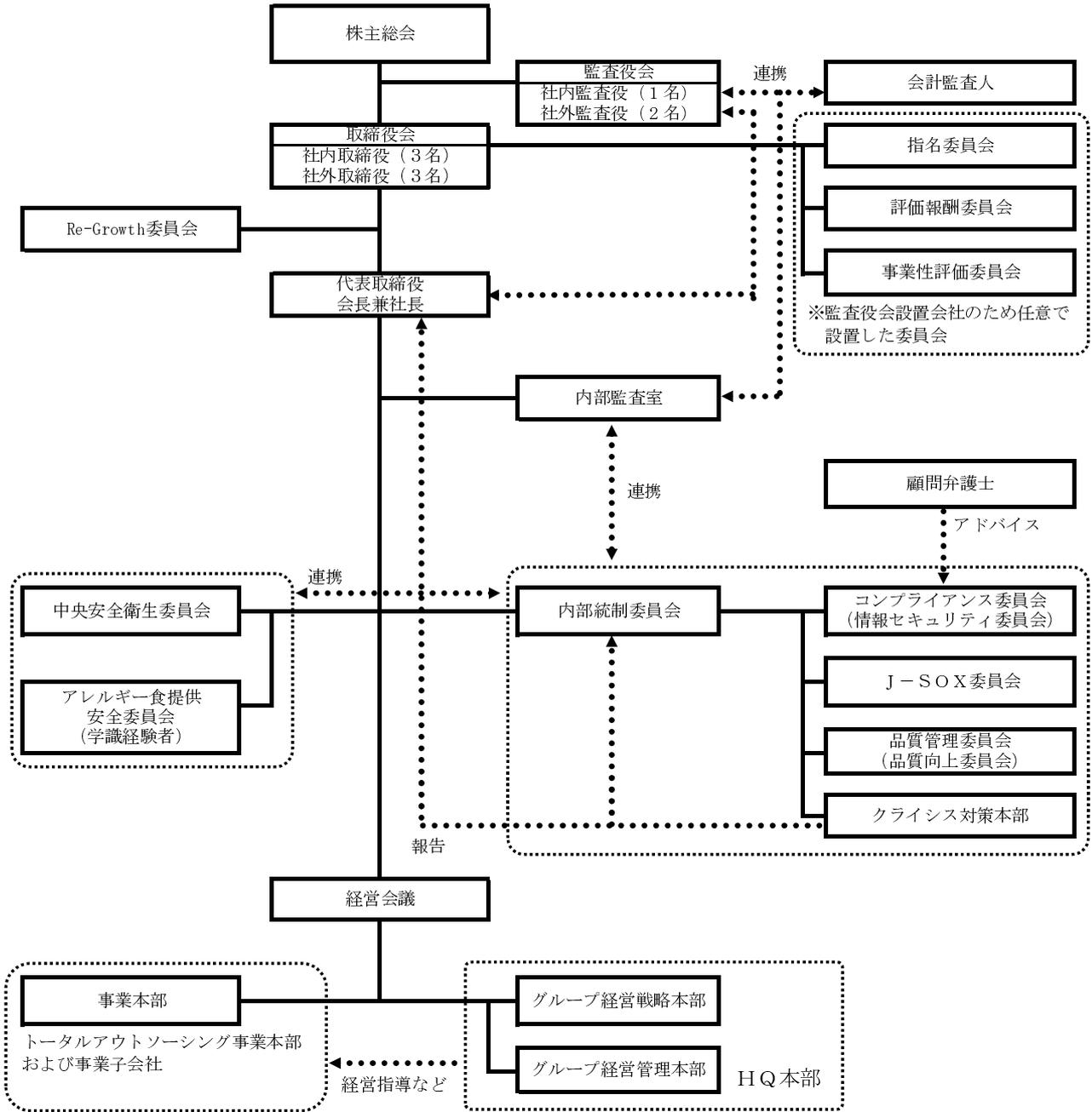
業績予想の修正につきましては、毎月開催される取締役会において計画の進捗状況、施策に関し検討を行っており、適時開示規則上開示が求められる差異が発生した場合には、経営管理室が情報取扱責任者とともに開示資料案を作成し、取締役会に付議し、取締役会の審議時に併せて開示資料内容の確認を得て、当該事項の決議後、速やかに開示手続きを行います。

配当予想の修正につきましても、業績予想の修正同様、経営管理室が取締役に付議し、取締役会の審議時に併せて開示資料内容の確認を得て、当該事項の決議後、速やかに開示手続きを行います。

(4) 企業集団に係る適時開示手続き

適時開示規則上開示が求められる子会社等に関する情報につきましては、毎週開催される当社取締役及び当社子会社の代表取締役で構成される経営会議並びに毎月定例で開催される当社取締役、執行役員及び事業本部長で構成されるセグメント会議において、当社取締役が事業子会社の取締役並びに事業本部長より業務執行に関する報告を受けております。当該会議にて重要事実に該当すると想定される事実が発生した場合には、速やかに適時開示担当部署である経営管理室に報告され、当該部署によって適時開示規則に準拠し適時開示の重要性の判断及び情報開示の可否検討を行い、該当事項である場合、情報取扱責任者とともに開示資料案を作成し、取締役会又は代表取締役会長兼社長の承認を得て、速やかに開示手続きを行います。

【参考資料：コーポレート・ガバナンス体制の模式図】



【参考資料：適時開示体制の模式図】

